

## 指定通所介護事業所運営規程

この規程は、医療法人深川病院が開設する深川病院通所介護事業所（以下、「事業所」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第1条 要介護状態にある人に対し、適切な指定通所介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の従業員は、要介護者が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、機能訓練及び日常生活上の世話をを行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び身体機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図る。

2 指定通所介護は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し計画的に行う。

3 指定通所介護の実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、関係市町村とも連携し、総合的なサービスの提供に努める。

（名称及び所在地）

第3条 事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

- (1) 名称 深川病院デイサービスセンター
- (2) 所在地 富山県魚津市東尾崎3484番1

（従業員の職種、員数、及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者 1人（常勤・兼務）

管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- (2) 従業者

① 機能訓練指導員 1人以上（常勤・兼務）

② 生活相談員 1人以上（常勤・専従）

③ 看護職員 2人以上（常勤・専従）

※必要に応じて、深川病院と連携

④ 介護職員 3人以上（常勤・専従）

従業者は指定通所介護を提供する。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- (1) 営業日：月曜日～金曜日

12月30日～1月3日までを除く。

(2) 営業時間  
午前9時～午後5時30分

(3) サービス提供時間  
上記営業時間内において、7時間以上8時間未満のサービス区分を上限として、サービス提供を行うものとする。

(指定通所介護等の定員)

第6条 指定通所介護の利用定員は、次の通りとする。  
1単位20人まで

(指定通所介護等の内容)

第7条 指定通所介護は、次の通りとする。

- (1) 通所介護
- (2) 食事の提供
- (3) 居宅と事業所間の送迎
- (4) 入浴介助
- (5) 機能訓練

(通常の事業の実施範囲)

第8条 魚津市、黒部市の区域とする。尚、中山間地域等に居住する者に、通常の実施地域を超えて通所介護を提供した場合、中山間地域等に居住する者へのサービス提供体制加算を算定する。

(利用料その他の費用の額)

第9条 指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定通所介護が法定代理受領サービスであるときは、利用料に介護保険負担割合証に記載される利用者負担の割合を乗じた額とする。

- 2 おむつ代（紙おむつ）及びおやつ代は別紙保険外負担金一覧表の通りとなります。
- 3 食事代 580円（1食あたり）
- 4 その他、日常生活に係る費用の徴収が必要になった場合は、その都度利用者又は、その家族に説明をし、同意を得たもの限り徴収する。
- 5 利用者の希望によって上記2～4の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に記名押印を受ける。
- 6 利用者の都合でサービスの利用を中止する場合には、キャンセル料を申し受けることがあります。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第10条 サービスの利用にあたっては、利用申込者又はその家族に対し、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得た上で署名（記名押印）を受け利用申込者の同意を得る。

(緊急時における対応方法)

第11条 指定通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変、又は事故等が生じた場合は、速やかに主治医や緊急連絡先及び市町村関係者等に連絡をとるとともに必要な措置を講じます。

(非常災害対策)

第12条 防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

2 非常災害対策は、併設する深川病院の消防計画を準用する。

(秘密保持)

第13条 事業所は、個人情報の利用に関して重要性を認識し、その適正な保護のために、自主的なルール及び体制を確立し個人情報の保護に関する法令、その他の関係法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守するものとする。

2 従業者は業務上、知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(虐待防止に関する事項)

第14条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施

(2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

(3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定)

第15条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るた

めの計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に伴い必要な措置を講じます。

- 2 事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施します。
- 3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

（その他運営に関する留意事項）

第16条 従業者の質的向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。

- （1）採用時研修 採用後1か月以内
- （2）継続研修 年2回

- 2 第1号通所事業所が廃止又は休止となった場合は、引き続き同様のサービスが継続できるよう、居宅介護支援事業所等関係機関に連絡をとるとともに必要な措置を講じます。
- 3 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は医療法人深川病院と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

（附則） この規程は平成30年4月1日から施行する。  
この規程は令和元年10月1日から施行する。  
この規程は令和3年6月1日から施行する。  
この規程は令和6年4月1日から施行する。